

保育所等利用多子世帯負担軽減事業実施要綱

31福保子保第1158号
令和元年7月3日
一部改正 31福保子保第3401号
令和元年10月1日

(目的)

第1条 この事業は、子供を2人以上持つ世帯が保育所等を利用した際に負担する第2子以降の保育料を軽減することにより、働きながら複数の子供を持ちたいと願う方々が、安心して希望する人数の子供を産み育てることができる環境づくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)「保育所等」とは、次に掲げるいずれかの施設又は事業所をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所。ただし、国及び地方公共団体が設置する施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項に規定する認定こども園の認定を受けた保育所は除く。

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園。ただし、国及び地方公共団体が設置する施設は除く。

ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第5項の規定による地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業）を行う事業所であつて、児童福祉法第34条の15第1項の規定により区市町村が行うもの又は同条第2項の規定により区市町村長の認可を受けて実施するもの。

エ 法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う施設又は事業所。

(2)「対象児童」とは、次に掲げる要件の全てを満たす者をいう。

ア 保育所等を利用する教育・保育給付認定子どもであること（ただし、「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）を利用する教育・保育給付認定子ども、東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日付7福子推第276号）第3の1に定める都単独型一時預かり事業及び第3の2に定める定期利用保育事業を利用する教育・保育給付認定子ども及び緊急1歳児受入事業実施要綱（平成30年3月30日付29福保子保第5993号）に定める事業を利用する教育・保育給付認定子どもを除く。）。

イ 各年度の初日の前日における満年齢が0歳から2歳までの者であること（年度

の途中で満3歳に達する者で、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを含む。。

ウ 特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「施行令」という。）第14条に規定する者をいう。）のうち、最年長者から順に数えて2人目以降の者であると区市町村が認める者であること。

(3) 「第2子」とは、特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて2人目の子供をいう。

(4) 「第3子以降」とは、特定被監護者等のうち、最年長者から順に数えて3人目以降の子供をいう。

(5) 「保育料」とは、施行令で定める額を限度として、法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号及び第4号及び附則第6条第4項の規定により区市町村が定める額（区市町村が独自に多子世帯負担軽減を行っている場合には、多子世帯負担軽減を行う前の額）をいう。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、区市町村とする。

(事業内容)

第4条 区市町村は、対象児童のうち、第2子の保育料を半額に、第3子以降の保育料を無料にするものとする。ただし、施行令第13条及び第14条に規定する特例を除く。

(費用)

第5条 東京都は、この要綱に定める事業について、別に定めるところにより補助するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。